

# 奨学金の返還を支援します!

## 須賀川市未来につなぐ人材確保のための奨学金返還支援事業＝

若者の市内への定住を促進し、多様な人材の確保を図ります。

支援の対象となるのは

- 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校の卒業生で、在学時に奨学金の貸与を受けた人(※1)
- 須賀川市内に定住している人(※2)
- 須賀川市内の企業に正社員として勤務している人(※3)

上記条件すべてにあてはまる人です。

- ※1 4月1日時点で、卒業後1年以上3年以内の人  
(令和8年度に申請できる人は、令和6年3月～令和7年3月の卒業生です。  
令和8年3月の卒業生は、令和9年度の申請になります。)
- ※2 定住：須賀川市の住民基本台帳に登録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていること。
- ※3 期間の定めのない労働契約を締結し、長期雇用を前提としていること。  
(自営業者を含みます。公務員は除きます。)

支援の対象となる奨学金

- 日本学生支援機構の第1種、第2種奨学金
- 福島県奨学資金 など



支援する額

- 前年度に返還した奨学金相当額(利子は除く)の2分の1以内の額 (限度額 年額 18万円)

※申請書受付期間：令和8年4月1日(水)から 6月30日(火)まで

詳細は市ホームページをご確認ください



問い合わせ先：須賀川市経済環境部商工課

TEL(0248)88-9143 Fax(0248)72-9845

(2025年12月作成)